

放射線被害に係る市民への支援に関する福島県への意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成24年6月29日

提出者

郡山市議会東京電力福島第一原子力発電所事故
放射能対策特別委員会委員長

高橋 隆夫

放射線被害に係る市民への支援に関する福島県への意見書

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を起因とする東京電力福島第一原子力発電所事故から一年以上が経過しているが、郡山市民はもとより、福島県民は、現在もなお、高い空間放射線量による被曝への恐怖や不安を抱き、精神的苦痛に耐えながら生活を続けている。

本市では、原子力災害からの一日も早い復興を目指し、安全・安心な生活環境を取り戻すため、市民協働による通学路の除染など地域一丸となった様々な取組み等の結果、市内の状況は良化してきているところではあるが、住宅や農地等の本格的な除染については今後の最重要課題となっている。

また、福島県においては、市民の不安を解消するため、18歳以下の子どもの医療費無料化を本年10月から実施することとし、復興に向けた大きな足がかりとなっているが、震災による心のケアや放射能による健康問題等は今後においても予断を許さない状況にある。

これら原子力災害対策は、市町村が実施するには限界があるため、原子力政策を推進してきた国及びそれらを受け入れた県の責任において実施すべきものと考え

る。よって、福島県においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 福島県は、18歳以下の子どもに対し、本年10月から医療費の無料化を行うこととしているが、本来、国が行うべきものであることから、国の責任において継続して行うよう要望するとともに、子ども以外の医療費についても無料化を実施するよう併せて要望すること。
- 2 県民健康管理調査の確実な実施のため必要な措置を講じるとともに、(仮称)健康管理手帳を交付するなど、健康状態を把握でき、給付、賠償など各種支援を容易に享受できる制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月29日

郡山市議会